

上田市道路位置指定に関する取扱要領

上田市都市建設部建築指導課

(趣旨)

第1条 この要領は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号に基づく道の位置の指定を受ける道路（以下「指定道路」という。）及び法第45条に基づく私道の変更又は廃止の制限を行うことに関して、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）及び上田市建築基準法施行細則（平成18年規則第163号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(申請者)

第2条 指定道路を築造しようとする者及び私道である指定道路の変更をしようとする者（以下「申請者」という。）は、その土地の所有者又は道路の位置指定時に土地の所有者となる予定の者とする。

(申請協議書の提出)

第3条 申請者は、指定道路申請協議書（様式第1号）（以下「協議書」という。）に省令第9条及び別表1に定める書類、図面、その他の資料（以下「図書等」という。）を添付のうえ、原本1部とその写し1部の計2部を提出し、指定を受けようとする道路が法、政令、省令、細則、及びこの要領（第13条の技術基準を含む。）に定める基準等（以下「道路に関する基準」という。）に適合していることの確認を受ける。

2 申請者は、協議書の提出時に前項に規定する図書等の全てを添付できない場合は、協議書の提出後に追加で提出することができる。

(確認済書の交付)

第4条 市長は、指定を受けようとする道路が道路に関する基準に適合することを確認したときは、指定道路確認済書（以下「確認済書」という。）を申請者に交付し、協議書及び図書等の写し1部を返却する。

2 申請者は、前項の確認済書が交付された後、工事に着手する。

3 申請者は、前条の協議書に添付した資料を用いて、築造する指定道路及び造成して区画となる部分の敷地の全て（以下「造成区域」という。）に隣接する土地の所有者等に説明を行う。造成区域の隣接土地が道路や水路等の場合は、その反対側の土地を隣接地とみなす。また、築造する指定道路が袋路状道路に接続する場合は、その隣接地も対象とする。

(確認済書交付後の変更)

第5条 申請者は、前条の確認済書が交付された後において工事内容を変更しようとするときは、改めて第3条の協議書を提出し、変更内容が道路に関する基準に適合していることの確認を受ける。

(指定道路の検査)

第6条 申請者は、造成区域の工事が完成した後に、指定道路工事完了届（様式第2号）に図書等を添付のうえ提出し、協議書に添付された図書等のおりに工事が完成しているかの検査を受ける。

2 市長は、申請者立会いの上で検査を行い、協議書に添付された図書等のおり工事が完成していることを確認したときは、指定道路検査済書（以下「検査済書」という。）を申請者に交付する。

(表示登記及び権利登記)

第7条 申請者は、指定道路となる土地の分筆、合筆及び登記を行う。

2 指定道路となる土地の地目は、公衆用道路（不動産登記規則（平成17年省令第18号。）第99条に定める用語の例による。）とし、1筆に合筆する。ただし、指定道路内を官地（道又は水路等）が横断する等、止むを得ない場合はこの限りではない。

3 第1項の土地の範囲は、道路を構成する構造物のほか、路肩、擁壁等（宅地を造成するための構造物の部分を除く。）の道路敷き部分を含む。

4 申請者は、造成区域が法第42条第2項に規定する道路に面する場合は、道路後退部分の全てを市へ寄付するものとする。

(申請書の提出)

第8条 申請者は、検査済書の交付後、細則に定める指定道路申請書(細則様式第10号)(以下「申請書」という。)に図書等を添付のうえ、原本1部とその写し1部を提出することで、道路の位置の指定を受けることができる。

(指定道路通知書の交付)

- 第9条 市長は、申請書を受理したときは、図書等の整備、及び必要な全ての手続き等が適切になされているかどうかを確認する。
- 2 市長は、前項の確認ができたときは、申請者に建築基準法による指定道路通知書を交付し、申請書の写し及び図書等の原本を返却する。
 - 3 市長は、道路の位置を指定したときは、省令第10条に基づきその旨を公告する。

(指定道路の維持管理)

- 第10条 申請者は、協議書の提出に合わせて指定道路維持管理者(以下「管理者」という。)となることを承諾し、協議書(様式第1号)下段の誓約書に記名押印をする。管理者となる申請者は、次項から第6項までに定める責務を負う。
- 2 管理者は、土地の所有者又は道路の位置指定時に土地の所有者となる予定の者とする。また、管理者は指定道路となる部分の土地を共有名義とせず、抵当権等の設定をしないよう努める。
 - 3 管理者は、指定道路及び占用部分の形態を維持保全し、構築物の設置、車輛の放置、植樹等の行為を行わないよう努めるとともに注意義務を負う。また、過去に指定を受けた位置指定道路で、指定当時と形態が変わっているものについても、指定時の形態に復元するよう努める。
 - 4 管理者は、管理者の変更があった場合(土地の所有者の変更があった場合)は、速やかに指定道路の指定道路維持管理者変更届(様式第5号)を提出する。同変更届が提出されない場合は、新たに土地の所有者となった者が当該指定道路の管理者の責務を継承したものとみなす。また、相続等の場合も同様とする。
 - 5 管理者は、路肩等を含む指定道路の境界の内側に、擁壁、門・塀、その他、道路に突き出した形状の構造物等を築造させてはならない。
 - 6 管理者は、指定道路に接する土地の所有者等に対して、著しく不合理な制約や通常の受忍限度を超える負担等を課してはならない。また、正当な理由なしに通行の妨げとなるような行為をしてはならず、させてはならない。
 - 7 管理者は、所有する指定道路が市道の路線認定事務取扱要領の条件を満たしたときは、同要領に規定する市道認定申請書を提出することが望ましい。

(指定道路の変更)

- 第11条 指定道路の変更をしようとする者は、協議書(様式第1号)を提出する。この場合、第3条から第9条までの規定を準用し、第8条の指定道路申請書(細則様式第10号)を指定道路変更廃止届(細則様式第11号)と読み替える。ただし、指定道路を延長する場合は次項による。また指定道路を短縮(一部廃止)する場合は、短縮する部分に限って次条第1項の規定を適用する。
- 2 指定道路を延長しようとする場合は、当該延長部分を新たな指定道路とみなし、第3条から第10条までの規定を適用する。ただし、指定道路の新設等に併し既存の指定道路が前項の変更に該当する場合で既存の指定道路の所有者の承諾書等がある場合は、その変更部分について新たに築造する指定道路の協議書に含めて提出することができる。

(指定道路の廃止)

- 第12条 指定道路の廃止は、廃止する指定道路に接する敷地が法第43条第1項及び長野県建築基準条例(昭和46年長野県条例第40号)第4章の規定に適合する場合に限りすることができる。
- 2 指定道路を廃止しようとする者は、協議書(様式第1号)を提出する。この場合、第3条、第8条及び第9条の規定を準用し、第8条の指定道路申請書(細則様式第10号)を指定道路変更廃止届(細則様式第11号)と読み替える。
 - 3 市長は、指定道路のうち特に残存する必要がないと認めるものについては、第1項の規定に適合する場合に限り、前条及び前項の規定にかかわらず廃止することができる。
 - 4 指定道路が法第42条第1項第1号又は第2号に規定する道路となった場合は、当該指定道路は廃止されたものとみなす。

(技術基準)

第13条 指定道路の基準は、政令第144条の4第1項各号に掲げるもののほか、別に定める上田市道路位置指定に関する技術基準(以下「技術基準」という。)による。

附則

(施行期日)

この要領は平成21年10月1日から施行する。

この要領は平成24年4月1日から施行する。

この要領は令和元年5月1日から施行する。

この要領は令和5年4月1日から施行する。

この要領は令和6年4月1日から施行する。